

公 示

多治見砂防国道事務所の災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公示します。

令和6年2月9日

国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所長 森下 淳

1. 協定の概要等

(1) 協定の目的

本協定は、大規模な災害が発生又はその恐れがある場合、多治見砂防国道事務所が災害対応を行う場合に必要となる、「災害時等応急対策業務（以下、「業務」という。）」に関し、協力を求めるときの手続きについて定め、もって、災害の拡大防止と被害の早期復旧に資することを目的とする。

(2) 業務の実施区域

多治見砂防国道事務所砂防事業（御嶽山含む）管内（別図）とする。

ただし、多治見砂防国道事務所砂防事業（御嶽山含む）管外において、大規模災害時に多治見砂防国道事務所が対応する区域が生じた場合は、その区域を含むこととする。

(3) 協定期間 令和6年4月1日（予定）～令和9年3月31日

(4) 協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、本協定及び関係法令等に基づき、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

なお、本協定を締結した場合でも、本協定で想定している災害等が発生しなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

2. 協定の締結内容

土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等について公募する。

業務実施内容は、本協定締結業者が施工可能な範囲とする。なお最大10社程度の締結を考えている。

3. 資格要件

(1) 基本的要件

- 1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 協定の締結については、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。また、令和7年度以降に業務の要請を行う場合、令和7・8年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることを要件とする。
- 3) 協定参加資格確認申請書の提出期限日から協定書交付（協定締結者通知日）までの期間に、中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（協定の締結の再認定を受けた者を除く。）でないこと。※ 設計共同体については、本協定の対象としない。

(2) 申請書提出者に対する要件

申請書提出者は、平成25年度以降に完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない）（令和5年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務

但し、以下の業務は実績として認められない。

1) 実績として確認できない業務

1. 一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で実績として確認できない業務。

2. 5.（5）により、業務実績を証明するために添付した書類において実績として確認できない業務。

2) 再委託による業務

3) 国土交通省発注業務のうち国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に認定されていることを競争参加資格とした業務。但し、国土交通省大臣官房技術調査課、都市局、水管理・国土保全局又は道路局発注業務でテクリスに登録されている業務若しくは土木関係建設コンサルタント業務と同等と認められる業務は除く。

4) 業務成績が60点未満の業務

(3) 配置予定技術者に対する要件

本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

なお、配置予定技術者が当該活動を実施出来ない場合には、3.（3）.2）における技術者資格に求める資格と同等の資格を持った技術者により当該活動を実施出来るものとする。

1) 恒常的雇用関係

協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

2) 技術者資格

以下のいずれかの資格を保有すること。

ア 技術士（建設部門、総合技術監理部門－建設）

イ 博士

ウ 国土交通省登録技術者資格※1（施設分野：砂防、業務：計画・調査・設計又は施設分野：急傾斜地崩壊地等対策、業務：計画・調査・設計）

エ RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）※2（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

オ 土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

※1 「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

※2 RCCM資格試験に合格しており転職等により、登録できない立場にいる技術者を含む。

3) 同種業務経験

技術者は、平成25年度以降に完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない）（令和5年度完了予定の業務も含む）において、1件以上の実績を有していること。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

同種業務：土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務

4. 協定締結者選定基準

(1) 配置予定技術者の同種業務経験

配置予定技術者の同種業務経験について、平成25年度から公示日までに完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない）（令和5年度完了予定の業務も含む）について、個々の実績評価点数及び件数を評価する。

同種業務：土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務

※ 記載は最大5名（1名毎1件）までとする。

※ 評価点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（5名×1件＝5件）として計算する。（最大50点）

※国・特殊法人（注1）・地方公共団体（注2）・地方公社（注3）・公益法人（注4）・大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）から受注した業務で評価する。

(2) 申請書提出者の地域精通度

申請書提出者の業務経験について、平成25年度から公示日までに完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない）（令和5年度完了予定の業務も含む）について、地域精通度を評価する。

同種業務：土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務

1. 多治見砂防国道事務所発注における業務実績

2. 岐阜県多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市・可児市・可児郡御嵩町・高山市・下呂市、長野県木曽郡上松町・大桑村・南木曽町、木祖村、王滝村・木曽町における業務実績

3. 中部地方整備局管内における業務実績

4. その他

※ 記載は1件とする。

※ 評価点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（1件）として計算する。（最大10点）

※国・特殊法人（注1）・地方公共団体（注2）・地方公社（注3）・公益法人（注4）・大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）から受注した業務で評価する。

(3) 配置予定技術者の地域精通度

申請書提出者の業務経験について、平成25年度から公示日までに完了した以下に示す同種業務（再委託による業務の実績は含まない）（令和5年度完了予定の業務も含む）について、地域精通度を評価する。

同種業務：土石流等の氾濫シミュレーション、UAVによる公共測量、土石流等の監視、緊急応急対策検討等に関する業務

1. 多治見砂防国道事務所発注における業務実績

2. 岐阜県多治見市・土岐市・瑞浪市・恵那市・中津川市・可児市・可児郡御嵩町・高山市・下呂市、長野県木曽郡上松町・大桑村・南木曽町、木祖村、王滝村・木曽町における業務実績

3. 中部地方整備局管内における業務実績

4. その他

※ 記載は最大5名（1名毎1件）までとする。

※ 評価点数は、個々の実績評価点数（最大10点）×件数（最大5名×1件＝5件）として計算する。（最大50点）

※国・特殊法人（注1）・地方公共団体（注2）・地方公社（注3）・公益法人（注4）・大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）から受注した業務で評価する。

5. 手続き等

（1）本協定締結申請者は、4. に掲げる資格要件を有することを証明するため、次に従い、申請書を提出すること。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

（2）申請書類

1) 申請書：様式－1

2) 調査票：様式－2～4

（3）書類配布

申請書類等は原則、多治見砂防国道事務所公式ウェブサイトからダウンロードすることとする。（<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>）

やむをえない場合は、事前に連絡を行い、承諾を得た場合に限り、多治見砂防国道事務所砂防調査課にて直接交付するものとする。交付期間は令和6年2月9日（金）から令和6年3月18日（月）までの土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という））を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

（4）申請書類の提出

申請書類は次に従い、電子メール（メール送信後、着信確認を必ず電話連絡すること。）または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）のいずれかにより提出するものとする。

1) 提出方法

電子メール（メール送信後、着信確認を必ず電話連絡すること。）または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）のいずれかによるものとする。

郵送で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

電子メールによる提出の場合は、以下のファイル形式とし、送信の前に必ずウィルス対策を実施した上で送信すること。

ファイル形式：・Microsoft Word（Word2010 形式以下のもの）

・Microsoft Excel（Excel2010 形式以下のもの）

PDF（契約書の写し、TECRISの写し、特記仕様書、業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写し、保有資格を証明する書類等スキャンによる電子化が必要となるものに限る）

電子メールで提出する場合は、1度に送信できるファイル容量は3MBまでとし、3MBを超えるファイルは分割し送付すること。

協定参加資格確認申請書表紙については、郵送（紙媒体）による提出であれば、押印したものを提出し、電子メール（電子媒体）による提出であれば、押印した申請書表紙をPDFで送付すること。

協定参加資格確認申請書表紙に未押印による提出の場合は、本協定に参加することが出来ない。

2) 提出期限

提出期限は令和6年2月27日（火）16時00分まで

3) 提出場所

〒507-0023 岐阜県多治見市小田町4丁目8-6

国土交通省 中部地方整備局 多治見砂防国道事務所砂防調査課

TEL: 0572-25-8024

FAX: 0572-25-1038

電子メール: cbr-s853063@mlit.go.jp

- (5) 業務実績として記載した業務が、テクリスに登録されており、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容において、業務実績として確認できる場合は、資料を添付する必要はないが、テクリスに登録されている内容だけでは、業務実績として確認できない場合には、発注者が作成した仕様書等の該当部分の写しを添付すること。

また、テクリスに登録されていない場合は、その業務を担当した事及び業務内容が該当業務であることを確認できる書類（契約書、業務計画書、特記仕様書、業務報告書等の該当部分の写し）を添付すること。

なお、業務実績として記載した業務が、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注業務（農業、漁港、港湾空港関係を除く）の場合は、業務成績評定点及び技術者評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を添付すること。

(6) その他

- 1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 多治見砂防国道事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書類に関する質問がある場合には、次に従うものとする。

1. 提出方法

持参または電子メール（メール送信後、着信確認を必ず電話連絡すること。）によるものとする。

2. 質問受付期間

令和6年2月13日（火）から令和6年2月16日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日10時00分から16時00分までとする。

3. 提出場所

上記5.（4）3）に同じ。

- 6) 質問の回答は、令和6年2月21日（水）までに、多治見砂防国道事務所公式ウェブサイトにて行う。 (<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/index.html>)

6. 評価に関する事項

(1) 協定締結者の決定方法

提出された申請書により4. に掲げる資格要件を満たすものを確認し、資格を有するものと締結する。ただし、申請者が協定締結業者予定数を大きく上回る場合は、資料について評価を行い、得られた点数の優劣に基づき決定する。

(2) 評価の方法

別表に記した評価項目を一覧表で示す。

評価項目について評価を行い、評価点を算出する。なお、評価項目毎における評価点の最高点の合計は110点とする。

※ 各分野毎に他社と比較して評価点数が劣る場合には、協定締結者として選定しないことがある。

7. 締結通知

「多治見砂防国道事務所の災害時等応急対策業務に関する基本協定」の締結についての可否結果等は、令和6年3月18日（月）までに申請書提出者に通知する。

- (注1) 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条及び第3条に示す独立行政法人を含む。）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団、文部科学省所管の大学共同利用機関法人をいう。
- (注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。
- (注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。
- (注4) 公益法人とは、次のものをいう。
- 一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。
 - 二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。
- (注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。